

## 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく 特定外来生物の消毒基準等の策定に係る学識経験者からの意見聴取要領

環 境 省

### 第1 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）第24条の3第2項（第24条の5第4項において準用する場合を含む。）及び法第3条第1項の規定による特定外来生物被害防止基本方針に基づき、環境大臣が、輸入品若しくは物品又はその容器包装（以下「物品等」という。）、又は当該物品等の所在する土地又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。）に要緊急対処特定外来生物を含む特定外来生物（以下「特定外来生物」という。）が存在し、付着し、又は混入しているときに命ずる消毒、廃棄の基準及びその他関連する事項について、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）から意見を聴くために必要な事項を定める。

### 第2 学識経験者の選定

環境大臣が、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者の中から選定する。

### 第3 意見聴取の手続について

特定外来生物の消毒基準等の策定に係る環境大臣による学識経験者への意見聴取は、以下の手続により行うものとする。

1. 環境大臣は、環境省自然環境局野生生物課長（以下「野生生物課長」という。）に、選定した学識経験者からの意見を聴取させる。
2. 野生生物課長は、原則として、学識経験者によって構成される「特定外来生物消毒基準等専門家会合」（以下「会合」という。）を開催し、意見の聴取を行う。ただし、緊急に特定外来生物の消毒基準等の策定が求められる場合など、会合形式による意見聴取が適当でない認められる場合には、会合によらない意見聴取の形式によることができるものとする。
3. 意見の聴取に際しては、関係する専門家から得た情報や知見を活用するとともに、必要に応じ、当該消毒基準等に用いる薬剤の使用者等の関係者から得た情報や知見を検討するものとする。
4. 野生生物課長は、会合（2のただし書きに該当する場合は当該意見聴取の形式）において集約された意見をもって、法第24条の3第2項の規定に基づき聴取された学識経験者の意見とする。

### 第4 会合の運営

#### 1. 座長

- (1) 会合に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## 2. 会合の公開

会合の議事は、原則公開とする。

## 3. 事務局

会合の事務局は、環境省が務める。

## 4. 雑則

前各項に定めるもののほか、会合の運営に関し必要な事項は、座長が会合に諮って定める。